

3度目で前へ!

検証なき随意契約の見直しを!

毎年度見直すよう指導

委託契約全体を把握できる体制を!

契約課が全体を把握し庁内全体に開示

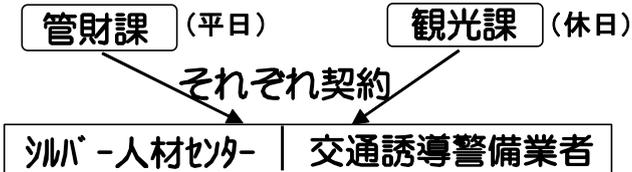
5年前から訴え続け、一向に変わらなかったこの問題。24年度の包括外部監査でも同様の指摘をされていることもあり、再び見解を問いました。

委託契約は全て随意契約



外郭団体との業務委託契約は100%随意契約です。随意契約が悪いとは言いませんが、どんな契約であろうと、相手方の業務状況を精査し、本当にこの団体がふさわしいのか、コストパフォーマンスはどうかを検討して判断すべきです。しかし、**検討の様子は、この5年間見えてきませんでした。**

5年前は、例として障がい者団体と業務委託契約を結ぶことも選択肢に入るであろう場合でも、検討もせず安易にバ-人材セ-に業務委託していることを取り上げました。今回は、市役所の駐車場整理・車両誘導業務を平日と休日で、それぞれ管財課と観光課が別々に契約を締結していることを指摘しました。(下、図解)



答弁では、コスト削減や事務の効率化にもつなげられると考えられるため、一括して契約すること等も協議すると答えました。

今回の一般質問の中で、市は随意契約において、業務内容や委託先について適切な見直しを行わずに前年度を踏襲している事例があることを認め、他、委託業務を横断的に把握する機能が不十分であることを認めました。

今後は、契約課が全体を把握し、庁内全体に開示した上で、各発注部署に徹底して毎年度見直すよう指導していく考えを示しました。これにより、**ようやく市の契約全体を把握できる体制が創られることになりそうです。**

民間では当たり前のこの体制ですが、今後は、この体制がきちんと機能するかどうかをチェックしていきます。

〔参考〕 グリーンス川越39・45・56号
H24年度 包括外部監査結果報告書

用語解説

- * 外郭団体・・・川越市では市の出資比率が25%以上の団体、職員の派遣を行うことができる団体としている。
- * 随意契約・・・競争入札によらず任意で決定した相手と契約を締結すること。
- * 包括外部監査・・・監査委員が行う行政内部の監査とは別に、都道府県、政令指定都市中核市に対して弁護士や公認会計士など外部の監査人と契約を結んで予算の使い方について監査を受けることを義務づけたもの。



『貧困ビジネス』規制条例を可決

川口の6月議会質問より

条例名は、「川越市被保護者等住宅・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」です。埼玉県でいわゆる「貧困ビジネス規制条例」を制定することになりましたが、政令市と中核市はその対象から外れるため、川越市でも条例化する必要がありました。

貧困ビジネスとは、経済的に困窮した人の弱みに付け込んで利益をあげる悪質な事業行為で、一部の家賃保証会社による違法な家賃の取り立て、囲い屋による生活保護費の詐取等、社会的企業を標榜しながら、実際には生活に困窮した状態から・抜け出せないようにして不当に利潤を得るような事業行為です。

この条例制定により、社会福祉法の対象外となっている「4人以下に住居や生活サービスを提供する業者」に対しても、事業の届出や利用の申込み時の説明、虐待防止を求め、義務違反の場合は勧告・公表の措置を定めています。また、事業者による金銭管理をガイドラインの範囲で認めている点は県条例と異なる部分です。

本条例案は、重要な部分で「努力義務」規定が散見され、業務の適正化を図るといった条例の趣旨が守られるか否かは、同条例11条にある立ち入り調査時の徹底した状況調査がポイントになると指摘しました。施行後も、本条例が十分な規制になっているのか注視していきます。